

平成30年第1回高松市議会定例会提出予定議案

1	平成30年度高松市一般会計予算	153,300,000千円
2	平成30年度高松市国民健康保険事業特別会計予算	44,845,238千円
3	平成30年度高松市後期高齢者医療事業特別会計予算	5,526,091千円
4	平成30年度高松市介護保険事業特別会計予算	41,072,535千円
5	平成30年度高松市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算	181,301千円
6	平成30年度高松市食肉センター事業特別会計予算	529,040千円
7	平成30年度高松市競輪事業特別会計予算	11,701,592千円
8	平成30年度高松市卸売市場事業特別会計予算	421,576千円
9	平成30年度高松市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計予算	112,954千円
10	平成30年度高松市駐車場事業特別会計予算	713,471千円
11	平成30年度高松市病院事業会計予算	16,497,614千円
12	平成30年度高松市下水道事業会計予算	22,267,602千円

13 高松市職員退職手当支給条例等の一部改正について

〔 H30. 4. 1から施行 〕

職員の退職手当について、国家公務員に準じた見直しを行う等のため、改正するもの

(1) 高松市職員退職手当支給条例の一部改正

- ア 高松市上下水道局の廃止に伴い、高松市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者について、この条例の適用範囲から除く規定を削るもの
- イ 35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額について、この条例の規定により計算した退職手当の基本額に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に改めるもの
- ウ 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

(2) 高松市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正

平成19年4月1日以後に退職した場合の退職手当の額の経過措置における平成19年改正条例による改正前の高松市職員退職手当支給条例の規定により計算した額に乗じる調整率を100分の87から100分の83.7に（勤続期間が20年以上の者については104分の87から104分の83.7に）改めるもの

14 高松市消防本部及び消防署設置条例の一部改正について

〔 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行 〕

高松市消防局の移転に伴い、改正するもの

(1) 高松市消防局の位置を次のとおり変更するもの

現 行	改正後
高松市宮脇町一丁目2番34号	→ 高松市番町一丁目8番15号

15 高松市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

(H30. 4. 1から施行)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 非常勤消防団員又は消防作業従事者等に対する損害補償に係る補償基礎額について、当該者に扶養親族がある場合における加算額を改正するもの

第5条第3項 における号		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号
扶養親族		配偶者 (婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
現 行	加算額	333円	267円	217円			
	配偶者がいない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	333円	—			
	配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額(扶養親族のうち1人に限る。)	—	—	300円			
改正後	加算額	217円	333円	217円			

- (2) 所要の経過措置を講ずるもの

16 高松市消防手数料条例の一部改正について

(H 3 0 . 4 . 1 から施行)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、同令に定める額を踏まえて危険物の貯蔵所の設置許可等に関する手数料の額を改定するため、改正するもの

- (1) 人件費単価及び物価水準の変動の状況を踏まえ、消防法に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査、危険物の貯蔵所の設置の許可に係る完成検査前検査及び特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査について政令で定める標準手数料額が改定されたことから、これらの事務に係る本市の手数料の額を次のとおり改定するもの（いずれも改正後の標準手数料額と同額）

ア 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に対する審査

区 分	現 行	改正後
準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）	530,000 円	570,000 円

イ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に対する審査

区 分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	1,000kl 以上5,000kl 未満	830,000 円	880,000 円
	5,000kl 以上1万kl 未満	1,010,000 円	1,070,000 円
	1万kl 以上5万kl 未満	1,120,000 円	1,200,000 円
	5万kl 以上10万kl 未満	1,420,000 円	1,520,000 円
	10万kl 以上20万kl 未満	1,660,000 円	1,780,000 円
	20万kl 以上30万kl 未満	3,880,000 円	4,070,000 円
	30万kl 以上40万kl 未満	5,100,000 円	5,340,000 円
	40万kl 以上	6,290,000 円	6,490,000 円

ウ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

区分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	1,000kl以上5,000kl未満	1,130,000円	1,180,000円
	5,000kl以上1万kl未満	1,340,000円	1,410,000円
	1万kl以上5万kl未満	1,500,000円	1,580,000円
	5万kl以上10万kl未満	1,830,000円	1,940,000円
	10万kl以上20万kl未満	2,140,000円	2,260,000円
	20万kl以上30万kl未満	4,350,000円	4,550,000円
	30万kl以上40万kl未満	5,570,000円	5,820,000円
	40万kl以上	6,770,000円	7,070,000円

エ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

区分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	40万kl未満	5,750,000円	5,930,000円
	40万kl以上50万kl未満	7,250,000円	7,470,000円
	50万kl以上	10,700,000円	10,900,000円

オ 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査（基礎・地盤検査）

区分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	1,000kl以上5,000kl未満	410,000円	420,000円
	5,000kl以上1万kl未満	540,000円	560,000円
	1万kl以上5万kl未満	700,000円	730,000円
	5万kl以上10万kl未満	920,000円	960,000円
	10万kl以上20万kl未満	1,040,000円	1,090,000円
	20万kl以上30万kl未満	1,600,000円	1,660,000円
	30万kl以上40万kl未満	1,820,000円	1,900,000円
	40万kl以上	2,030,000円	2,120,000円

カ 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査（溶接部検査）

区分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	1, 000kl 以上5, 000kl 未満	490, 000 円	530, 000 円
	5, 000kl 以上1万kl 未満	630, 000 円	680, 000 円
	1万kl 以上5万kl 未満	990, 000 円	1, 030, 000 円
	5万kl 以上10万kl 未満	1, 310, 000 円	1, 410, 000 円
	10万kl 以上20万kl 未満	1, 720, 000 円	1, 780, 000 円
	20万kl 以上30万kl 未満	3, 320, 000 円	3, 430, 000 円
	30万kl 以上40万kl 未満	4, 060, 000 円	4, 190, 000 円
	40万kl 以上	4, 650, 000 円	4, 800, 000 円

キ 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査（岩盤タンク検査）

区分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	40万kl 未満	9, 100, 000 円	9, 320, 000 円
	40万kl 以上50万kl 未満	12, 400, 000 円	12, 600, 000 円
	50万kl 以上	17, 000, 000 円	17, 300, 000 円

ク 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査

区分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	1, 000kl 以上5, 000kl 未満	310, 000 円	320, 000 円
	5, 000kl 以上1万kl 未満	430, 000 円	460, 000 円
	1万kl 以上5万kl 未満	720, 000 円	750, 000 円
	5万kl 以上10万kl 未満	960, 000 円	1, 020, 000 円
	10万kl 以上20万kl 未満	1, 210, 000 円	1, 300, 000 円
	20万kl 以上30万kl 未満	2, 950, 000 円	3, 150, 000 円
	30万kl 以上40万kl 未満	3, 620, 000 円	3, 870, 000 円
	40万kl 以上	4, 170, 000 円	4, 460, 000 円

ケ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査

区分		現 行	改正後
危険物の貯蔵最大数量	1, 000kl 以上40万kl 未満	2, 660, 000 円	2, 690, 000 円
	40万kl 以上50万kl 未満	3, 190, 000 円	3, 230, 000 円
	50万kl 以上	4, 790, 000 円	4, 830, 000 円

17 高松市監査委員条例の一部改正について

〔 H 3 0 . 4 . 1 から施行 〕

地方自治法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 地方自治法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

18 高松市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

〔 H 3 1 . 3 . 1 から施行 〕

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する経費を公費で負担できることとするため、改正するもの

- (1) 市長選挙と同様に、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に要する経費を公費で負担できることとするもの

〔 1枚当たりの上限単価： 7円51銭
上限枚数 : 4,000枚 〕

19 高松市国民健康保険条例の一部改正について

〔H30.4.1から施行〕

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、財政運営の責任主体が見直されるとともに、国民健康保険料の賦課方式を変更する等のため、改正するもの

- (1) 平成30年4月から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は保険料を賦課・徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みへ見直されることにより、所要の規定整備をするもの
- (2) (1)に伴い保険料の賦課方式を見直すこととし、資産割額を廃止するもの
- (3) 国民健康保険料の賦課限度額を次のとおり引き上げるもの

	現 行		改正後
基礎賦課限度額	54万円	→	58万円

※後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額は据置き

- (4) 国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額（以下「被保険者均等割額等」という。）の減額の対象となる納付義務者の範囲を拡大するもの

ア 被保険者均等割額等の5割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行 $33万円 + \underline{27万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

↓

改正後 $33万円 + \underline{27万5千円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

イ 被保険者均等割額等の2割を減額する納付義務者

総所得金額等の合算額が、次の算式により算出される額を超えない世帯の納付義務者

現 行 $33万円 + \underline{49万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

↓

改正後 $33万円 + \underline{50万円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$

- (5) 適用する保険料の年度についての経過措置を講ずるもの

20 高松市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

〔 H30. 4. 1から施行 〕

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 国民健康保険法の規定により、住所地特例（市民が他の市町村にある病院等に入院等し、当該市町村に住所を変更した場合にも、本市の国民健康保険の被保険者の資格が継続される特例措置）の適用を受けて、本市の国民健康保険の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入する場合で、引き続き県外に住所を有するときに、当該被保険者は、住所地特例の適用を引き継ぎ、香川県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに伴い、当該被保険者を、本市が後期高齢者医療の保険料を徴収すべき者に追加するもの

21 高松市身体障害者福祉センター条例の制定について

〔 H30. 4. 1から施行 〕

コスモス園の移転に伴い、制定するもの

- (1) 身体障害者の福祉の増進に寄与するため、身体障害者福祉センターを設置するもの
- (2) 用語の意義について定めるもの
- (3) 身体障害者福祉センターの名称及び所在を定めるもの
- (4) 身体障害者福祉センターが行う事業について定めるもの
- (5) 身体障害者福祉センターの使用者の範囲について定めるもの
- (6) 身体障害者福祉センターの使用許可について定めるもの
- (7) 身体障害者福祉センターの使用許可の取消し、使用の停止等について定めるもの
- (8) 身体障害者福祉センターの使用料について定めるもの
- (9) 身体障害者福祉センターの利用の制限について定めるもの
- (10) 損害賠償について定めるもの
- (11) 委任について定めるもの
- (12) 高松市総合福祉会館条例に規定する高松市総合福祉会館に置く施設から身体障害者福祉センターを削るもの

22 高松市市民福祉金支給条例の一部改正について

〔 H 3 0 . 4 . 1 から施行 〕

敬老祝金の受給資格者を見直すため、改正するもの

- (1) この条例における高齢者の定義について、「年齢 8 8 歳及び 9 9 歳以上の者」を「年齢 8 8 歳及び 9 9 歳の者」に改めるもの
- (2) 敬老祝金の受給資格者について、「年齢 9 9 歳以上」を「年齢 9 9 歳」に改めるもの

23 高松市手数料条例の一部改正について

〔 H 3 0 . 4 . 1 から施行 〕

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の開設の許可に関する手数料の額を定める等のため、改正するもの

- (1) 介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の開設の許可等の申請に対する審査手数料の額を定めるもの
 - ア 開設の許可の申請に対する審査 1 件当たり 6 万 3, 0 0 0 円
 - イ 開設の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査 1 件当たり 3 万 3, 0 0 0 円
 - ウ 開設の許可の更新の申請に対する審査 1 件当たり 3 万 3, 0 0 0 円
- (2) 介護保険法の一部改正に伴い、共生型居宅サービス事業者等の指定等の申請に対する審査手数料は、徴収しないこととするもの
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業においても、(2)と同様に、障害福祉サービス事業者の指定を受けた者からなされる指定事業者の指定等の申請に対する審査手数料は、徴収しないこととするもの
- (4) 土壌汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業者の地位の承継の承認の申請に対する審査手数料の額を 1 件当たり 1 2 万円と定めるもの
- (5) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、2 以上の事業者が一定の要件に適合する場合、当該事業者は産業廃棄物処理業の許可を受けないで、産業廃棄物の処理を行うことができる特例の認定等の申請に対する審査手数料を定めるもの
 - ア 特例の認定の申請に対する審査 1 件当たり 1 4 万 7, 0 0 0 円
 - イ 特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1 件当たり 1 3 万 4, 0 0 0 円
- (6) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、使用済自動車の再資源化等に関する法律第 7 0 条に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可に対する審査手数料の額を 7 万 5, 0 0 0 円から 6 万 7, 0 0 0 円に引き下げるもの

24 高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例及び高松市社会福祉施設整備等審査会条例の一部改正について

〔 H 3 0 . 4 . 1 日 から 施 行 〕

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員等の基準を定める等のため、改正するもの

(1) 高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正

ア この条例における社会福祉施設等の定義に介護医療院を追加し、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）に規定する基準をもって、介護医療院で従事する介護医療専門員等の基準並びに介護医療院の設備及び運営に関する基準とするもの

イ アのうち、記録の保存期間等について本市独自の基準を定めるもの

ウ 介護保険法等の一部改正に伴い、引用条項の整備を行うもの

(2) 高松市社会福祉施設整備等審査会条例の一部改正

ア 高松市社会福祉施設整備等審査会の審査事項に介護医療院の選定に関することを追加するもの

25 高松市介護保険条例の一部改正について

〔 H30. 4. 1から施行 〕

平成30年度から平成32年度までの次期事業運営期間における介護保険料率等を改定するため、改正するもの

- (1) 次期事業運営期間（平成30年度から平成32年度まで）における介護保険料率等を次のとおり定めるもの

	現 行	改定後
第1段階	33, 100円	35, 900円
(減額賦課前)	36, 800円)	39, 800円)
第2段階	50, 000円	54, 200円
第3段階	53, 000円	57, 400円
第4段階	66, 200円	71, 700円
第5段階	73, 500円	79, 600円
第6段階	88, 200円	95, 600円
第7段階	95, 600円	103, 500円
(境界所得	190万円)	200万円)
第8段階	110, 300円	119, 400円
(境界所得	290万円)	300万円)
第9段階	121, 300円	131, 400円
第10段階	128, 700円	139, 300円
第11段階	136, 000円	147, 300円
第12段階	143, 400円	155, 300円
第13段階	150, 700円	163, 200円
第14段階	158, 100円	171, 200円

26 高松市子ども・子育て条例の一部改正について

〔 公布の日から施行 〕

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、改正するもの

- (1) 子どもの貧困対策に係る規定を追加するもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

27 高松市旅館業法施行条例及び高松市職員の給与に関する条例の一部改正について

〔 H 3 0 . 6 . 1 5 から施行 〕

旅館業法等の一部改正に伴い、旅館業の施設の構造設備の基準及び宿泊者の衛生に必要な措置の基準を見直す等のため、改正するもの

(1) 高松市旅館業法施行条例の一部改正

ア ホテル営業及び旅館営業が統合され、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、用語整備をするもの

イ 「営業の施設」が「旅館業の施設」に改正されたことに伴う用語整備をするもの

ウ 旅館業法及び旅館業法施行令において、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準の一部が撤廃及び緩和されたことに伴い、当該基準について次のとおり見直すもの

(ア) 客室の構造設備の基準について、寝具を収納する押入れ等の設置規定を削除するもの

(イ) 浴室の構造設備の基準について、耐水性材料で構築されていることとしていた要件を清潔で衛生上支障のないよう清掃を容易に行うことができる構造であることに緩和するもの

(ウ) 湯気の排出及び個人用浴室に関する規定を削除するもの

(エ) 衛生措置の基準において間接的に規定していた客室の窓の設置について、構造設備の基準として明確に規定するもの

(オ) 所要の用語整備をするもの

エ 旅館業法及び旅館業法施行令において、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準の一部が撤廃及び緩和されたことに伴い、階層式寝台の基準を緩和するもの

オ 旅館業法及び旅館業法施行令において、下宿営業の施設の構造設備の基準の一部が撤廃及び緩和されたことに伴い、客室の基準を緩和するもの

カ 旅館業法及び旅館業法施行令において、旅館業の施設の衛生に必要な措置の基準の一部が撤廃及び緩和されたことに伴い、当該基準について次のとおり見直すもの

(ア) 客室の換気及び採光の基準について、窓等の開口部以外の設備も認めることとし、緩和するもの

(イ) 照明の基準を緩和するもの

(ウ) 客室の定員の基準を緩和するもの

(エ) 浴室の衛生管理について、個人用浴室に関する基準を廃止するもの

(オ) 寝具の衛生管理について、所要の用語整備をするもの

(カ) 衛生措置の基準の特例について、基準の緩和された第9条の規定を特例の対象から除くもの

キ 引用条項を整備するもの

(2) 高松市職員の給与に関する条例の一部改正

- ア ホテル営業及び旅館営業が統合され、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることから、用語整備をするもの

28 高松市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める事務について、市の内部において連携して利用することができる特定個人情報を追加するため、改正するもの

- (1) 予防接種の実費の徴収に係る事務を処理するために、市の内部において連携して利用することができる特定個人情報に、地方税関係情報を加えるもの

29 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

高松市民病院の移転及び名称の変更並びに高松市民病院
附属香川診療所の廃止等に伴い、改正するもの

H30. 4. 1から施行
(1)イは公布の日から、(2)、
(3)、(4)は公布の日から起算
して6月を超えない範囲内
において規則で定める日か
ら施行

(1) 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 高松市民病院の診療科目に歯科口腔外科を新設するもの

イ 所要の規定整備を行うもの

(2) 高松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 高松市民病院の移転に伴い、当該病院に係る次の事項を変更するもの

(ア) 名称及び所在

現 行		改正後
高松市民病院	→	高松市立みんなの病院
高松市宮脇町二丁目36番1号		高松市仏生山町甲847番地1

(イ) 病床数

現 行		改正後
一般病床341床、精神病床70床	→	一般病床299床、精神病床は廃止

(ウ) 診療科目

新設 救急科

イ 高松市民病院附属香川診療所を廃止するもの

ウ 所要の規定整備を行うもの

(3) (2)ア(ア)に伴い、高松市助産施設条例に規定する助産施設の設置場所を高松市立みんなの病院に変更するもの

(4) (2)ア(ア)に伴い、高松市助産師修学資金貸与条例に規定する助産師修学資金の貸与を受けることができる者を、高松市立みんなの病院において助産師業務に従事しようとする者に変更するもの

30 高松市企業誘致条例及び高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正について

〔公布の日から施行〕

市内に誘致施設等を設置する企業に対する助成措置の期限を延長する等のため、改正するもの

(1) 高松市企業誘致条例の一部改正

ア この条例の失効日を平成35年3月31日まで延長するもの

イ 地域再生法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

(2) 高松市固定資産税不均一課税条例の一部改正

地域再生法及び租税特別措置法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

31 高松市スポーツ施設条例等の一部改正について

〔公布の日から施行〕

施設に設置されている駐車場の使用料の取扱いについて、より明確に規定するため、改正するもの

(1) 高松市スポーツ施設条例の一部改正

高松市総合体育館又は高松市福岡町プールを使用するため来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合に、最初の2時間までは、駐車場使用料を無料とするもの

(2) 高松市図書館条例の一部改正

高松市中央図書館その他教育委員会が定める施設に用務で来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合に、最初の1時間までは、駐車場使用料を無料とするもの

(3) 高松市保健センター条例の一部改正

高松市保健センターに用務で来館し、又は高松市保健所に用務で来庁した旨の確認を受けた者が駐車する場合に、最初の1時間までは、駐車場使用料を無料とするもの

(4) 高松市夜間急病診療所条例の一部改正

高松市夜間急病診療所等の施設を利用するため来所し、又は来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合に、それぞれ次に掲げる時間までは、駐車場使用料を無料とするもの

ア 高松市夜間急病診療所 最初の3時間

イ 高松市こども未来館、高松市夢みらい図書館、高松市平和記念館又は高松市男女共同参画センター 最初の1時間

(5) 高松市保健所条例の一部改正

高松市保健所に用務で来庁し、又は高松市保健センターに用務で来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合に、最初の1時間までは、駐車場使用料を無料とするもの

(6) (1)に伴い、高松市スポーツ施設条例及び高松市都市公園条例の一部を改正する条例の所要の規定整備をするもの

32 高松市屋外広告物条例の一部改正について

屋外広告物に係る点検義務等について定めるため、改正するもの

- (1) 屋外広告物に係る点検義務等について定めるもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

〔公布の日から施行
(1)の一部については、
H30. 10. 1から施行〕

33 高松市建築関係手数料条例の一部改正について

建築基準法の一部改正に伴い、改正するもの

- (1) 建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

〔H30. 4. 1から施行〕

34 高松市都市公園条例の一部改正について

都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合（以下「運動施設率」という。）の上限を定めるため、改正するもの

- (1) 運動施設率の上限を100分の50とするもの
- (2) 所要の規定整備をするもの

〔公布の日から施行〕

35 高松市市営住宅条例の一部改正について

市長が指定する市営住宅及び共同施設（以下「指定市営住宅等」という。）の管理を指定管理者に行わせることができることとする等のため、改正するもの

- (1) 指定市営住宅等の管理を指定管理者に行わせることができるとし、その指定の手續、管理の基準等についての規定を置くとともに、その業務の範囲を指定市営住宅等の維持管理その他規則に定める業務とするもの
- (2) 指定管理者の指定をこの条例の施行前にすることができるよう所要の経過措置を講ずるもの
- (3) 所要の規定整備を行うもの
- (4) 公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの

〔H31. 4. 1から施行
(2)、(4)は公布の日から施行〕

36 高松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

〔 H 3 0 . 4 . 1 から施行 〕

水道事業を香川県広域水道企業団へ移管するとともに、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部に代えて財務規定等を適用することとするため、改正するもの

- (1) 題名を改めるもの
- (2) 本市における水道事業を廃止するもの
- (3) 水道事業の給水区域等の規定を削るとともに、公共下水道事業の処理区域及び処理人口を下水道法に基づく事業計画において定める処理区域及び処理人口とするもの
- (4) 下水道事業に地方公営企業法の規定の全部に代えて財務規定等を適用するもの
- (5) 上下水道事業管理者及び上下水道局を廃止するもの
- (6) 上下水道事業に係る規定を下水道事業に係るものに改めるもの
- (7) 経過措置を講ずるもの
- (8) 高松市水道事業給水条例、高松市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、高松市水道法施行条例及び高松市水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金条例を廃止するもの
- (9) 高松市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の廃止に伴い、経過措置を講ずるもの
- (10) 高松市長等の給料その他給与支給条例の一部を改正し、この条例の適用を受ける者から上下水道事業管理者を削るもの
- (11) 高松市職員の給与に関する条例の一部を改正し、香川県広域水道企業団に派遣される職員に係る期末手当基礎額の特例措置を引き続き講ずるもの
- (12) 高松市の重要な公の施設等に関する条例の一部を改正し、特に重要な公の施設から上水道を削るもの
- (13) 高松市下水道条例の一部を次のように改正するもの
 - ア 排水設備の工事の検査後に検査済証を交付することとするもの
 - イ 高松市水道事業給水条例の廃止に伴い、使用料の徴収に関する規定を改めるもの
 - ウ 所要の規定整備をするもの
- (14) (13)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (15) 高松市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正し、この条例の適用を受ける者から上下水道事業管理者を削るもの
- (16) (15)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (17) 高松市水洗便所改造資金貸付条例の一部を改正し、所要の規定整備をするもの
- (18) (17)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (19) 高松市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正し、所要の規定整備をするもの
- (20) (19)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (21) 高松市職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正し、上下水道部門の職員の規定を削るもの
- (22) (21)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (23) 高松市企業職員公務災害見舞金支給条例の一部を改正し、この条例の適用を受ける職員から上下水道局企業職員を削るもの

- (24) (23)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (25) 高松市事務分掌条例の一部を改正し、都市整備局の分掌事務に下水道事業に関する事項を加えるもの
- (26) 高松市職員定数条例の一部を改正し、上下水道部門の職員をこの条例における職員から削り、市長部門の職員の定数を改めるもの
- (27) 高松市個人情報保護条例、高松市情報公開条例及び高松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正し、実施機関及び市の機関から上下水道事業管理者を削るもの
- (28) (27)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (29) 高松市農業集落排水処理施設管理条例の一部を次のように改正するもの
 - ア 排水設備の工事の検査後に検査済証を交付することとするもの
 - イ 所要の規定整備をするもの
- (30) (29)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (31) 高松市公設浄化槽管理条例の一部を改正し、所要の規定整備をするもの
- (32) (31)に伴い、経過措置を講ずるもの
- (33) 高松市持続可能な水環境の形成に関する条例の一部を改正し、持続可能な水環境の形成に関する基本施策から水道施設の耐震化を削るもの
- (34) 高松市職員等の旅費に関する条例の一部を改正し、日当の額等を定める規定から上下水道事業管理者を削るもの
- (35) 高松市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正し、特定任期付職員等に対し適用除外等とする規定から上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を削るもの

37 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について

高松市と東かがわ市との間において締結した瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の一部を変更するもの

38 男木辺地に係る総合整備計画の策定について

男木町の高松市男木交流館を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するもの

39 包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を締結するもの

- (1) 契約金額 12,200,000円を上限とする額
- (2) 相手方 久保 誉一 (公認会計士)

40 工事請負契約について

林地区幼保一体化施設整備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 375,840,000円
- (3) 相手方 谷口建設興業株式会社

41 工事請負契約について

多肥小学校校舎増築工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 648,000,000円
- (3) 相手方 株式会社富田工務店

42 工事請負契約について

旧衛生処理センター解体撤去工事（1期）

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 153,312,480円
- (3) 相手方 東洋建設株式会社四国支店

43 工事請負契約について

史跡高松城跡桜御門復元整備工事

- (1) 契約の方法 一般競争入札
- (2) 契約金額 272,432,160円
- (3) 相手方 清水建設株式会社四国支店

44 女木辺地に係る総合整備計画の策定について

女木町の高松市鬼ヶ島おにの館を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、総合整備計画を策定するもの

45 路線の認定について

寄附採納等に伴い、市道3路線を認定するもの

- ・前田東町51号線ほか2路線

46 和解について

控訴審で係争中の市営住宅内の樹木伐採等工事に係る請負代金請求等控訴事件について、高松高等裁判所からの和解勧告を受けて、和解するもの

(1) 和解の相手方

被控訴人 高松市勅使町1145番地1 水本昌宏

(2) 和解の内容

ア 市は、被控訴人に対し、本件解決金として1,500万円の支払義務があることを認める。

イ 市は、被控訴人に対し、アの金員を、平成30年4月27日限り、被控訴人代理人預り口名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は市の負担とする。

ウ 市は、被控訴人に対する高松地方裁判所平成28年(モ)第25号強制執行停止決定申立事件を取り下げる。

エ 被控訴人は、市に対し、市が高松地方裁判所平成28年(モ)第25号強制執行停止決定申立事件について供託した担保(高松法務局平成28年度金第19号)の取消しに同意し、その取消決定に対し、抗告しない。

オ 市及び被控訴人は、それぞれその余の請求を放棄する。

カ 市及び被控訴人は、市と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

キ 訴訟費用は、第1、第2審を通じ、各自の負担とする。

47 香川県広域水道事業体設立準備協議会の廃止について

平成30年3月31日をもって香川県広域水道事業体設立準備協議会を廃止するもの

48 専決処分の承認について

公用車の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、早急に相手方への補償を行うため、本年1月5日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 損害賠償の額

金3,171,701円

(2) 和解の内容

ア 過失割合は、市10割とする。

イ 市は、相手方物件の損傷等に係る損害額317万1,701円を相手方に支払うものとする。

ウ 相手方及び市は、今後、本件に関して、裁判上又は裁判外において、一切異議又は請求の申立てをしない。

49 専決処分の承認について

高松市立小学校内において放課後児童クラブの活動中に発生した事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、早急に相手方への補償を行うため、本年1月31日に専決処分を行ったことの承認を求めるもの

(1) 損害賠償の額

金1,482,467円

(2) 和解の内容

ア 市は、相手方の負傷に係る損害額148万2,467円を相手方に支払うものとする。

イ 相手方及び市は、今後、本件に関して、一切の債権債務関係がないことを確認する。

なお、和解成立後、将来、児童に後遺障害が発生した場合、その賠償については別途協議する。